

**鳥取県告示第 476 号**

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 77 条の 22 第 1 項の規定に基づき、指定確認検査機関の業務区域の増加を認可したので、同条第 4 項の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 6 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定確認検査機関の名称及び所在地  
財団法人鳥取県建築住宅検査センター  
鳥取市田園町三丁目375
- 2 増加した業務区域  
米子市、境港市、西伯郡及び日野郡